

一人で悩まないで早めに相談しましょう

消費生活 **トラブル**

問合せ 消費生活センター ☎ 33-4162
市民活動支援課 ☎ 33-4482

パソコン・携帯・スマホは トラブルがいっぱい

近年、インターネットや携帯電話などによるトラブルが急増しています。

IT機器の利用は若者から高齢者まで全世代に広がっており、架空請求メールやワンクリック請求、出会い系サイトなどによる被害が拡大。八代市消費生活センターへの相談件数は、平成25年度が107件と平成23年度の約1.8倍に増加しています。

事例 ワンクリック詐欺

アダルトサイトにアクセスし、好きなアイドルの画像をクリックしたら、「登録ありがとうございます」という画面が表示され、登録料を数日中に振り込むように書いてあった。

〈助言〉

一度クリックしただけでお金を請求することは、法律で禁止されています。絶対にお金を振り込まないよう無視してください。

また、退会しようとしてメールを送ったり電話したりすることは個人情報をお教えることになるので、**連絡や交渉は一切しないように**しましょう。

携帯電話の請求金額が とんでもないことに

無料ゲームは何をしても無料ではありません。多くの場合、有料サービスを受けようとする「同意」を確認されませんが、それでもゲームに熱中していると「数百円なら」と次々にアイテムを購入し、その積み重ねで思わぬ高額な出費になります。遊んでいる間は通信料もかかるので注意が必要です。

利用の前に利用規約をしっかり読んで計画的に利用しましょう。

携帯電話の利用について ルールを決めよう

ある調査では、子どもに携帯電話を持たせている親の約7割が、子どもがどんなウェブサイトを見ているのか知らないという結果が出ています。

子どもにはまだ善悪を判断する能力や危険予知の力が不足しています。子どもが安全に携帯電話を使うために、持たせる前にしっかり話し合い家庭でルールを決めましょう。

お気軽にご相談ください

商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル、多重債務などで困ったら早めに相談を

○消費生活相談窓口

とき 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）

※木曜日は午前10時～午後7時

ところ 消費生活センター

（市役所1階市民相談室内）

問合せ ☎ 33-4162



まちづくり 実施中 出前講座

消費生活講座では、専門の相談員が出向き最近の相談事例や悪質商法の対処法などをお話しします。

市内在住・在勤の団体やグループで申し込みできますので、ぜひご利用ください。